

資料－３

令和４年９月２６日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

全国海区漁業調整委員会連合会総会結果について（報告）

4 全漁調連第 5 号
令和 4 年 5 月 19 日

全国海区漁業調整委員会連合会 会員 様

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精

第 5 8 回 全国海区漁業調整委員会連合会 通常総会の開催に代わる
書面決議の実施について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、会員皆様におかれましては、会の運営に深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

このたび、通常総会の開催にあたり第 1 6 7 回理事会を文書により開催し、書面決議をもって総会議案の調整が整いました。

これを受けて、第 5 8 回通常総会において、ご審議いただく予定でしたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が収束する状況になく、まん延防止の観点から、昨年、一昨年に続き書面決議により実施させていただくこととなりましたので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、総会議案の表決書を、ご多忙のところ恐縮ですが、別添様式により 6 月 3 日（金）を目途に事務局あてご回答くださるようお願いいたします。

全国海区漁業調整委員会連合会事務局

事務局長 伊藤 円

事務局員 池谷、永倉

(静岡県経済産業部水産資源課内)

TEL 054-221-2737 FAX 054-221-3288

E-mail: suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

全国海区漁業調整委員会連合会 通常総会次第

1 議 題

(1) 令和4年度 通常総会（第58回）議題について

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案
について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び令和4年度収支予算書案
について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期総会の開催地について

(2) その他

① 海区漁業調整委員会委員等の表彰について

② 「70周年記念誌」の発行について

【補足説明】

(1) 令和4年度 通常総会（第58回）への提出議題について

(第1号議案)

- ・令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案について

(説 明)

- ・令和3年度はコロナ禍の影響により、第57回通常総会をはじめ直接会場で開催する会議は中止としました。これに代わり、書面決議等での対応により会運営を行いました。
- ・これらの影響によりまして、会議費が余剰となり、概ね消耗品費、通信運搬費などの支出となったことから、繰越剰余金の大幅増加となりました。
- ・なお、今後のコロナ禍の影響が見込めないなか、早期の活動再開に備えるため内部留保を行い次年度に繰り越すこととしました。

(第2号議案)

- ・令和4年度事業計画書案及び令和4年度収支予算書案について

(説 明)

- ・令和4年度における新型コロナウイルス感染症の動向はなお不透明ですが、感染状況は縮小傾向にあり、早期の活動再開に対応すべく、コロナ対策を加味した計画及び予算案としております。
- ・また、令和3年度からの剰余金が高額に及ぶため、令和4年度は全会員海区の会費を免除することとしました。

(第3号議案)

- ・協議事項（中央要望活動）

(説 明)

- ・前年度（令和3年度）、各ブロックから提案された本年度要望案を、正副会長会及び理事会でとりまとめ調整したものとなります。
- ・各要望内容を慎重にご審議いただき、修正・変更がある場合は、表決書様式下部のその他欄にご記入願います。
- ・なお、7月に要望活動を関係省庁へ実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して書面開催となる場合があります。要望方法については、役員会に一任することを御承知願います。

(第4号議案)

- ・次期総会の開催地について

(説 明)

- ・「開催海区一覧」に基づき、次回開催地は東京都としてよろしいか。

○ 全国海区漁業調整委員会連合会会則抜粋

(役員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあつては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員の任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

○ 漁業法

(委員の任期)

第四百三十三条 委員の任期は、四年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(2) その他

① 海区漁業調整委員会委員等の表彰について（報告）

今回、理事会と併せ選考委員会を書面開催し、海区漁業調整委員会委員及び事務局職員にかかる表彰者が決定しましたので、ご報告します。

表彰者への感謝状等の交付につきましては、関係海区事務局に後日郵送いたしますので、ご本人に授与していただきますよう、よろしくお願いいたします。

② 「70周年記念誌」の発行について

令和3年度に予定していた70周年記念大会がコロナ禍の影響で中止となり、これに代わるものとして「70周年記念誌」を作成し、全漁調連の軌跡を残すこととしました。

全漁調連前会長の志岐長崎県連合海区会長及び長崎県海区事務局のご尽力と各海区の表彰者、事務局のご協力により、令和3年度末に作成、配付することができましたのでご報告します。



4 全 漁 調 連 第 9 号
令和 4 年 6 月 2 7 日

各海区漁業調整委員会会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第 5 8 回）
の結果について

時下の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 4 年度通常総会は、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大等を考慮し書
面による表決とし、令和 4 年 6 月 20 日に会長による書面表決書の確認を行い各議案の
議決をいたしました。

つきましては、その結果を別紙のとおり報告いたします。

担 当

全国海区漁業調整委員会連合会

（静岡海区漁業調整委員会事務局）池谷・永倉

TEL：054-221-2737 FAX：054-221-3288

MAIL：suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

各海区漁業調整委員会会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精



書面表決結果

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の議案につ
きまして、書面による審議結果を下記のとおりご報告いたします

記

1. 表決内容

議 案	結 果
第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の 承認について	承 認：71 不承認： 0
第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について	承 認：71 不承認： 0
第3号議案 協議事項（中央要望活動）	承 認：65 不承認： 6
第4号議案 次期総会の開催地について	承 認：71 不承認： 0

【審議結果】

第1号議案から第4号議案について、過半数の承認をもって原案通り可決されました。

第3号議案の不承認6票は、「沿岸まぐろはえ縄漁業を大臣管理漁業とすること」等が
新規要望項目として反映されなかったことに対する御意見でした。全漁調連が要望すべき
広域的な課題とすべきか、今後検討予定です。

2. 議案に関する意見

特に、意見はありませんでした。

令和4年度通常総会（第58回）議案

令和4年5月19日（木）

宮城県 仙台サンプラザホール

全国海区漁業調整委員会連合会

令和4年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 換 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

8 閉 会

目 次

○議案関係

第1号議案	令和3年度事業報告書	1
	令和3年度収支決算書	5
	令和3年度剰余金処分（案）	7
第2号議案	令和4年度事業計画書（案）	9
	令和4年度収支予算書（案）	11
第3号議案	協議事項（中央要望活動）	13
	新規要望項目	15
	全 要 望 項 目	
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	16
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	17
	Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について	18
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	21
	Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	24
	Ⅵ 外国漁船問題等について	26
	Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	29
第4号議案	次期総会の開催地について	33

○表彰関係	35
-------	----

○資 料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	37	} (省略)
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	40	
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	42	
4	第17期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	43	
5	会員（関係海区漁業調整委員会）	44	

総会に対する理事の提出書

第1号議案 令和3年度事業報告書
令和3年度収支決算書
令和3年度剰余金処分（案）

第2号議案 令和4年度事業計画書（案）
令和4年度収支予算書（案）

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期総会の開催地について

令和4年5月19日

理 事	鈴	木	精	理 事	今	野	智	光	
理 事	小	林	利	幸	理 事	浅	井	利	一
理 事	北	田	國	一	理 事	江	口	幸	男
理 事	工	藤	幸	博	理 事	富	田	重	基
理 事	大	井	誠	治	理 事	森	本	太	郎
理 事	上	田	良	介	理 事	板	倉	高	司
理 事	松	村	徳	夫	理 事	今	井	一	郎
理 事	岡	本	彰		理 事	佐	々	木	護
理 事	半	田	亮	司	理 事	甲	山	博	明

第 1 号 議 案

令和 3 年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の
承認について

I 令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 主たる庶務事項

年 月 日	事 項
令和 3年 4月23日	・ 会長・副会長会議を開催（書面決議）
令和 3年 5月21日	・ 第166回理事会及び監事監査、令和3年度通常総会（第57回）を東京都江東区で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため書面開催
7月 21日	・ 中央要望活動(郵送) 総会議決事項について関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望書送付
10月27日	・ 九州ブロック会議を沖縄県で開催（書面決議）
11月10日	・ 日本海ブロック会議を京都府で開催（書面決議）
11月15日	・ 東日本ブロック会議を東京都で開催（書面決議）
11月15日	・ 西日本ブロック会議を和歌山県で開催（書面決議）
12月10日	・ 会長・副会長会議を東京都江東区で開催
12月23日	・ 令和3年度事務局長会議を兵庫県で開催（書面決議）
令和 4年 2月 8日	・ 事務局幹事会を東京都千代田区で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催
3月15日	・ 事務局職員研修会を島根県で開催（Web開催）
3月16日	・ 第167回理事会、中間監事監査及び表彰選考委員会を東京都で開催（書面決議）

2 主な事業の実施結果

(1) 総会 令和3年度通常総会（第57回）（書面決議）

議事

第1号議案「令和2年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」
原案のとおり承認した。

第2号議案「令和3年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」
原案のとおり承認した。

第3号議案「協議事項」（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロ資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 外国漁船問題等について

VI 海洋性レジャーとの調整等について

以上の6項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期総会の開催地について」

令和4年度通常総会を宮城県で開催することを決定した。

(2) 理事会

① 第166回（書面決議）

5月21日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止
（令和2年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

② 第167回（書面決議）

3月16日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため中止
（令和3年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第58回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

(3) 会長・副会長会議

① 令和3年度第1回（書面決議）

令和3年3月開催予定の理事会中止を受け、令和3年4月に書面により開催
通常総会（第57回）に提出する協議事項、事業計画書案、70周年記念大会の中止等について、書面による審議を実施

② 令和3年度第2回

ア 日 時 令和3年12月10日（金）13:30～16:00

イ 会 場 東京ベイ有明ワシントンホテル（東京都江東区）

ウ 内 容 各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

（4）要望活動（中止）

① 日 時 令和3年7月

② 場 所 東京都内

③ 内 容 総会決議事項（第3号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望書を郵送（回答は会員に回付）

（5）ブロック会議

令和3年10月～11月の間、九州、日本海、東日本、及び西日本の順にブロック会議を開催し（書面決議）、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 九州ブロック会議（沖縄県、書面）

ア 日 時 令和3年10月27日

イ 議 事

第1号議案 令和4年度要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

② 日本海ブロック会議（京都府、書面）

ア 日 時 令和3年11月10日

イ 議 事

（1）令和3年度全漁調連要望活動の結果について

（2）令和4年度要望事項について

（3）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次年度開催地について

③ 東日本ブロック会議（東京都、書面）

ア 日 時 令和3年11月15日

イ 議 事

第1号議案 令和4年度総会に向けた要望事項について

第2号議案 次年度開催海区について

④ 西日本ブロック会議（和歌山県、書面）

ア 日 時 令和3年11月15日

イ 議 事

第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

（6）海区漁業調整委員会事務局職員研修会（島根県、Web開催）

令和3年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

① 日 時 令和 4 年 3 月 15 日

② 内 容

ア「海区漁業調整委員会の権限と役割について」

イ「漁業権の切替えについて」

ウ「都道府県漁業調整規則例について」

(7) 事務局長会議（兵庫県、書面）

① 日 時 令和 3 年 12 月 23 日

② 内 容 次の各事項について協議を行った。

ア 令和 3 年度全漁調連事業計画について

イ 令和 3 年度事務局職員等研修会のテーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和 4～8 年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について

カ 海区漁業調整委員の選任について

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和 3 年 12 月

編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（三重海区）

②「海区漁業調整委員会指示集（令和 2 年度版）」令和 4 年 3 月

編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（熊本県連合海区）

③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第 149 号」令和 4 年 3 月

編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（静岡海区）

I 令和3年度収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

科 目	収 入 予 定 (A)	収 入 実 績 (B)	比 較 増 減 (B - A)	備 考
会 費	6,640,000	6,640,000	0	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	1,414	57,554	56,140	預金利子、徽章代
繰 越 金	8,807,513	8,807,513	0	
計	15,448,927	15,505,067	56,140	

会費内訳 39 都府県 × 160 千円 = 6,240 千円

 北海道 × 400 千円 = 400 千円

 計 6,640 千円

2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (A)	執行額 (B)	執行予定率	備考
(1) 総務費	357,000	175,453	49%	
旅費	150,000	0	0%	事務局引越ぎ等
消耗品費	10,000	41,370	414%	
印刷製本費	30,000	29,040	97%	会報印刷代
通信運搬費	120,000	68,043	57%	郵便代、zoom利用料等
会費費	0	0	0%	
連絡調整費	0	0	0%	
人件費	0	0	0%	
使用料・賃借料	0	0	0%	県有財産使用料
負担金	37,000	37,000	100%	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	0%	
(2) 事務局会費	420,000	0	0%	開催地:兵庫県(書面による審議)
旅費	170,000	0	0%	事務局旅費
会費費*	250,000	0	0%	担当海区経費
(3) ブロック会費	1,700,000	0	0%	東京、京都、和歌山、沖縄 (すべて書面による審議)
旅費	500,000	0	0%	担当副会長・事務局
会費費*	1,200,000	0	0%	担当海区経費 各400千円
(4) 研修会費	600,000	0	0%	開催地:鳥取県
旅費	350,000	0	0%	担当副会長・事務局・発表者
研修会費*	250,000	0	0%	担当海区経費
(5) 役員会費	1,830,000	355,430	19%	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	258,563	17%	役員・事務局
会費費*	300,000	96,867	32%	
(6) 総会費	1,300,000	378,808	29%	
旅費	100,000	0	0%	書面による審議
消耗品費	450,000	177,530	39%	受賞者記念品等
印刷製本費	150,000	114,840	77%	議案書
会費費*	600,000	0	0%	
通信運搬費	0	86,438		賞状送付代等
(7) 活動対策費	2,050,000	540,730	26%	要望活動
旅費	500,000	0	0%	役員・事務局
活動対策費	50,000	25,300	51%	要望書印刷費等
企画費	1,500,000	515,430	34%	70周年記念誌作成費
(8) 予備費	7,191,927	0	0%	
計	15,448,927	1,450,421	9%	

会費収入	執行額
6,640,000	1,450,421
会費収入に占める支出総額割合	
22%	

Ⅲ 令和 3 年度剰余金処分(案)

1 当期末処分剰余金

本年度収入額	15,505,067 円
本年度支出額	1,450,421 円
差引(未処分剰余金)	14,054,646 円

2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	14,054,646 円
--------	--------------

監 事 の 意 見 書

令和4年5月19日に会長から提出された令和3年度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和4年5月19日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事 川 崎 一 好

監 事 有 元 貴 文

監 事 小 野 眞 一

第 2 号 議 案

令和 4 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

I 令和4年度事業計画書（案）

平成30年12月14日付けで新たな漁業法が公布され、令和2年12月1日施行された。

我が国水産業が再生・発展するには、「適切な資源管理の着実な実行」、「生産性持続可能性の高い漁業構造の構築」等の施策達成に向けた各種調整等を担う海区漁業調整委員会の役割が今後ますます重要となる。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和4年度に次の事業を実施するものとする。

1 総会の開催（令和4年5月19日：宮城県仙台市）

通常総会を開催し、令和4年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

（1）通常総会

第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和4年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

（2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

2 理事会（役員会）の開催（令和4年5月19日、6月、令和5年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

3 ブロック会議（令和4年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和4年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 神奈川

日本海ブロック … 石川

西日本ブロック … 山口
九州ブロック … 長崎

4 事務局職員研修会（令和4年10月 三重）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催。

5 事務局長会議（令和4年6月 岡山）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和3年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

Ⅱ 令和4年度収支予算書

1 収入の部 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備 考
会 費	0	6,640,000	△ 6,640,000	会員40都道府県
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	45,354	1,414	43,940	預金利子、徽章代
繰 越 金	14,054,646	8,807,513	5,247,133	
計	14,100,000	15,448,927	△ 1,348,927	

※新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、縮小等に伴い、繰越金が過剰となったため、特例措置として令和4年度会費を全会員免除する。

(参考)会費内訳 39 都府県 × 160 千円 = 6,240 千円

北海道 × 400 千円 = 400 千円

計 6,640 千円

2 支出の部

(単位:円)

科目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	増減	備考
(1) 総務費	617,000	357,000	260,000	
旅費	150,000	150,000	0	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	100,000	10,000	90,000	web会議用機器(スピーカーフォン等)
印刷製本費	200,000	30,000	170,000	会報誌印刷費、名簿印刷費等
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、搬入手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連總會祝電代
(2) 事務局長会議費	545,000	420,000	125,000	開催地:岡山県
旅費	170,000	170,000	0	事務局旅費
会議費	375,000	250,000	125,000	担当海区経費
(3) ブロック会議費	2,900,000	1,700,000	1,200,000	開催地:神奈川、石川、山口、長崎
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	1,200,000	1,200,000	担当海区経費 各600千円
(4) 研修会費	725,000	600,000	125,000	開催地:三重県
旅費	350,000	350,000	0	発表者
研修会費	375,000	250,000	125,000	担当海区経費
(5) 役員会費	1,980,000	1,830,000	150,000	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	300,000	150,000	
(6) 総会費	1,600,000	1,300,000	300,000	5月:宮城県
旅費	100,000	100,000	0	会長、事務局
消耗品費	450,000	450,000	0	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	500,000	300,000	会場使用料等
(7) 活動対策費	550,000	2,050,000	△ 1,500,000	要望活動
旅費	500,000	500,000	0	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
企画費	0	1,500,000	△ 1,500,000	
(8) 予備費	5,183,000	7,191,927	△ 2,008,927	
計	14,100,000	15,448,927	△ 1,348,927	

支出予算額計	8,917,000	8,257,000	660,000
--------	-----------	-----------	---------

* 新型コロナウイルスの感染対策のため、例年よりも収容人数の大きな会議室を使用することを想定して、すべての会議費について前年×1.5の予算を計上した。

第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 4 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

令和4年度 全漁調連要望書(案)

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことも課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えない深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠であります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和4年5月19日の第58回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要

望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたく
お願い申し上げます。

令和4年7月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精

新規要望項目

- ・海区漁業調整委員の資質向上（海区漁業調整委員会制度について）
- ・成長対策の具体化（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者の資源利用の実態把握（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・遊漁者の資源管理の協力（海洋性レジャーとの調整等について）

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

V 漁業法改正後の制度運用について

成長対策の具体化

漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

遊漁者の資源管理の協力

漁業者に対する操業規制の公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されているこ

とから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】（再掲）

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

２ 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 水産流通適正化法の施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成 27 年から数量管理が導入され、平成 30 年からは T A C 法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項につ

いて要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特

性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を 19 トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（NPFCC）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC 管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「I Qの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目

標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）への VMS 設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS 航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとられることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMS を有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用など VMS だけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

V 漁業法改正後の制度運用について

70 年ぶりに改正された漁業法が令和 2 年 12 月 1 日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC 魚種の拡大や IQ が導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減

するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。

② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。

③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じ

た場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。【新規】（再掲）

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成 25 年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成 28 年 1 月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成 29 年 6 月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成 26 年 8 月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年 10 月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成 30 年 6 月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮に

よる弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の EEZ 内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すること。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、

その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握【新規】（再掲）

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

④ 遊漁者の資源管理の協力【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

次期通常総会の開催地について

次期通常総会（第 59 回）を東京都で開催する。

令和 4 年度連合会会長表彰

- ・受賞者名簿

海区漁業調整委員会委員表彰

事務局職員ほう賞

令和4年度受賞者名簿

1 海区漁業調整委員会委員表彰（一般表彰）

（北海道）

根室海区漁業調整委員会

木野本 伸之

網走海区漁業調整委員会

石本 武男

（高知）

高知海区漁業調整委員会

畠中 悠

（広島）

広島海区漁業調整委員会

高田 幸典

（長崎）

長崎県連合海区漁業調整委員会

長崎県北部海区漁業調整委員会

山中 兵恵

（宮崎）

宮崎海区漁業調整委員会

出山 実

6名

2 事務局職員ほう賞

（兵庫）

瀬戸内海区漁業調整委員会事務局

中岸 明彦

（沖縄）

沖縄海区漁業調整委員会事務局

岸本 和雄

2名

4 全 漁 調 連 第 13 号
令 和 4 年 8 月 3 日

各海区漁業調整委員会 会長 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴木 精
(公印省略)

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

令和4年7月22日に実施した要望活動について、要望先からの回答結果を送付します。

なお、複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区に送付していただきますようお願いします。

担 当 全国海区漁業調整委員会連合会 (静岡海区漁業調整委員会事務局) 池谷・永倉 TEL : 054-221-2737 FAX : 054-221-3288 MAIL: suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp
--

(水産庁回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R4年度提案趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R4年度提案		回答、状況等										
1	1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。	1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。										
2	2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。	漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 (参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移 <table><tr><td>平成30年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>平成31年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>181,302千円</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>181,302千円</td></tr></table>	平成30年度	181,302千円	平成31年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	令和3年度	181,302千円	令和4年度	181,302千円
平成30年度	181,302千円											
平成31年度	181,302千円											
令和2年度	181,302千円											
令和3年度	181,302千円											
令和4年度	181,302千円											
3	3 新たな漁業関係法令の改正について 令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始し、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。	1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。 2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。										

R4年度提案		回答、状況等
4	4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。	海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいりたい。

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

R4年度提案趣旨

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R4年度提案		回答、状況等
1	1 違法操業の取締強化等 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。	1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。
2	2 「密漁もの」の流通防止 ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。 ② 水産流通適正化法の施行に向けて、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。 ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。	1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、昨年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 2 また、都道府県への交付金により、 ① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 3 「密漁もの」の流通防止対策に関しては、平成21年2月に密漁水産物等の市場流通からの排除をはじめ、水産物の適正な流通が確保されるよう、総合食料局長及び水産庁長官の連名で都道府県知事、関係団体等に通知を行ったところである。 4 また、令和2年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が成立・公布され、令和4年12月に施行を予定しているところ。 5 これまでも、オンラインでの説明会や現地説明会を実施する等、制度の内容について周知を行ってきたところ。引き続き、本制度の円滑な施行に向け、漁業者から消費者まで幅広く周知を行ってまいりたい。

つ、月見有まで幅広く周知を行ってまいりたい。

6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援することとしている。関係者の負担軽減に向けた必要な予算措置について、引き続きどのようなことができるか検討してまいりたい。

7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。

8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。

【参考】密漁対策のための罰則強化の概要（令和2年12月1日施行）

（新設）特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪

懲役3年／罰金3,000万円

無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万 ⇒ 懲役3年／罰金300万円

漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R4年度提案趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R4年度提案	回答、状況等
1① 1 クロマグロ資源の適正利用 ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。 また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。	1 令和3年12月1日から7日にかけて、太平洋クロマグロの管理に関する「中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合」が、開催され、大型魚の漁獲枠の15%増等が決定された。 2 本年は増枠の1年目であり、漁獲の増大が資源へ与える影響の確認は翌年以降となること、新たな管理目標の設定や違法漁獲防止策がとられていないことから、将来における増枠の実現のためには、これらの国内外の課題に一貫性を持って対応していくことが必須であり、関係者のご協力をお願いしたい。 3 また、増枠を踏まえ、令和3年12月にWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分。令和4年3月に沿岸漁業の漁期が終了した段階で、繰越分を沿岸漁業に優先的に配分した。 4 なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に下記の条件を満たす場合に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できるとしたところである。 ① 申請者はくろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。 ② 申請者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の配分量の遵守に支障がないこと。 ③ 当該都道府県における現承認者の数に申請者の数を加算しても、当該都道府県の旧被承認者の数を超過しないこと。
1② 1 クロマグロ資源の適正利用 ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理	1 2022年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、増枠を踏まえ、令和3年の水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2020年の6か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。 2 来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行ってまい 3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、 ① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。

	埋できるよう次期切替時に台せて検討すること。 また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。 なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。	(2) そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。 と示されているところである。 また、令和4管理年度の大中型まき網の小型魚については、300トン大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の4分の1にまで減少させている。 一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。
2①	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等 定置網における漁獲制限の具体的な調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。	1 2022年漁期(令和4管理年度)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2020年の6か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。 2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。 3 我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。
2②	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。 また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動(へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む)、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。 このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払い	1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。 3 令和3年度からは「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択性を向上させる技術開発を進めているところである。 4 予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。

2③	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を	1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。 2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。 3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。 4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。 なお、改正漁業法附則の規定に基づく制度の在り方の検討については、本年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。 6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 また、水産加工業者については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。
2④	2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④ 漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。	1 漁獲報告については、漁協や産地市場から産地市場情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。 2 なお、これらのうち産地市場情報の収集については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に情報収集体制を構築することを目指しており、具体的な対象については現在、都道府県と協議を進めているところ。
3	3 遊漁者等の操業自粛措置 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。 また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。	1 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の必要性については、水産庁ホームページへの掲載、個別の指導、政府広報、釣関係団体を通じた周知、釣関係メディアを通じた周知など、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。 2 また、令和4年6月以降の遊漁によるクロマグロ(大型魚)の採捕の再開にあたっては、令和3年度の管理状況を踏まえ規制措置を見直すとともに、令和3年度に開発した報告サイト等により、遊漁者から採捕数量の報告が円滑に行えるようにしたところである。

IV 沿岸資源の適正な利用について

R4年度提案趣旨

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

R4年度提案		回答、状況等
1①	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。	1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。 2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、各都道府県の実情や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたところであり、引き続き感染症防止対策を徹底してまいりたい。
1②	1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に進めている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。	1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。 4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

R4年度提案	回答、状況等
1③ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。	1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。
1④ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。	1 適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。調査船による資源調査や海洋観測により、データを収集するとともに、それらが主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。 2 新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。 3 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち合いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。
1⑤ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。	1 漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。 2 漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。

R4年度提案	回答、状況等
2① 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないように設定すること。	1 マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を開始し、令和3管理年度からは、新漁業法に基づく資源管理基本方針に位置づけた管理を実施しているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。 2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。
2② 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。	1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値の算出には、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。 2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。 3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的内容を定めていくこととしている。 4 また資源評価においては、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。 5 なお、今後の資源評価において、海洋環境や資源の利用実態がこれまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。
2③ 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。	1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。 2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。 3 ただし、こうした目標を目指す過程で一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。

R4年度提案		回答、状況等
3	3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。 また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。	1 赤道水域での外国大型まき網漁船によるカツオの漁獲増大が、我が国近海へのカツオの来遊減少を引き起こしている可能性があるとの懸念については、我々も共有している。 2 このため我が国は、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)において、熱帯水域における外国大型まき網の管理を強化すべき旨、繰り返し主張してきたところである。また、その主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。 3 太平洋島嶼国を含む多くのWCPFC加盟国は、「カツオの資源状況は良好であり、管理措置の強化は不要」との立場をとっており、我が国の立場について理解を得るのは容易でない状況にあるが、引き続き、関係国に働き掛けを行ってまいりたい。 4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。
4	4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。	<科学的評価の実施> 1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 <国際的な資源管理の推進> 2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 3 サンマについては、昨年2月に開催されたNPFC年次会合において、2021年及び2022年の措置として、サンマの分布域全体の総漁獲枠を約55万6千トンから約33万4千トンに40%削減し、公海における漁獲上限についても各国の2018年の漁獲量実績から40%削減する等の措置が合意されたところ。 4 マサバについても、NPFCにおいて、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する等の措置が導入されているところであるが、数量管理の実施に向けて資源評価の作業が進められているところ。 5 本年3月に予定されていた年次会合はウクライナ情勢を背景に延期されたものの、サンマやサバ等の資源管理の充実に向け、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。

R4年度提案	回答、状況等
5① 5 沖合漁業の操業秩序の確立 ① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。 なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。	1 大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。 2 火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。

R4年度提案		回答、状況等
5②	5 沖合漁業の操業秩序の確立 ② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。	1 指定漁業については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年中)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。 2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。 3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。

V 漁業法改正後の制度運用について

R4年度提案趣旨

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R4年度提案		回答、状況等
1	1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。 また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。	1 これまでも、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 2 今後とも説明会の開催や動画配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築しているところである。漁獲情報デジタル化推進事業については、2年度補正予算から事業実施主体とともに技術的な助言を行っているものの、6月時点で14県がシステム構築に未着手であり、早期の事業実施に向け協力を求めている。
2①	2 新制度の円滑な運用について ① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。	1 これまでも、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。
2②	2 新制度の円滑な運用について ② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早めに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。	1 これまでも、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。 2 今般の漁業権の切替えにあたっては、手続の円滑な実施のため、本年4月に技術的助言を行ったところである。 3 切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者を通じて情報提供ありたい。

R4年度提案	回答、状況等
3① 3 新たな資源管理措置等について ① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。	1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。 2 他方、漁業者により行われている自主的管理については、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものと考えている。今後、法に基づく資源管理協定を活用し、この資源管理の大きな枠組みの中に自主的な措置を組み入れ、より効果的な資源管理措置としていくことが可能と考えている。 3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに議論・検討してまいりたい。
3② 3 新たな資源管理措置等について ② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。	1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めていきます。 2 IQ導入によるトン数制限の撤廃について、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考えている。 3 大型化に当たっては、これまでも、適切な資源管理措置を講ずることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めてきているところである。 4 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、「相当部分」や「操業期間や区域などの措置」の考え方については、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に調整しつつ検討してまいりたい。
3③ 3 新たな資源管理措置等について ③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。	1 資源管理は、資源に影響を与えている漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最も適当と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるよう必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。 2 また、新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。水産資源の特性及びその採捕の実績を勘案して漁獲量による管理が適当でない認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学的根拠に基づくべきものである。 3 さらに、従来のTAC魚種の管理においては、都道府県等の間での漁獲枠の融通の促進や留保枠からの迅速な配分などの工夫を行っており、新たなTAC魚種の管理においても、どのような工夫が可能か検討してまいりたい。 4 これらの原則・枠組の下、水産資源ごとに具体的な管理手法について検討するとともに、資源管理方針に関する検討会をはじめとした様々な場において、丁寧に説明してまいりたい。

R4年度提案	回答、状況等
3④ 3 新たな資源管理措置等について ④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。 【新規】	1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要です。 2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への資金の交付、漁業現場での長期研修等を支援しているところです。 3 また、水産加工業の支援に向けては、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を支援しています。 4 加えて、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、「海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題の一つに掲げ、 ① 漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れ ② 漁港における海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくり ③ 漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に向けて駐車等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり ④ 漁業所得向上のための取組に加えて、海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の実践 ⑤ インバウンドを含む観光需要の回復に向けてのポストコロナを見据えた渚伯やワーケーション等による交流人口を創出する取組などを推進することとしています。 5 引き続き、漁業の次世代を担う人材の育成・確保に努めるとともに、水産加工業や観光業等とも連携し、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めてまいります。

VI 外国漁船問題等について

R4年度提案趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成30年6月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R4年度提案		回答、状況等
1	1 排他的経済水域の境界の画定 竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。	1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。 2 また、我が国の排他的経済水域における分布域と漁場が存在している資源について、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。
2①	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。	1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。 2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議するつもりはない。

2②	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。	1 日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。 2 本年の日台漁業委員会は新型コロナウイルス感染症の抜本的改善の兆しが見られないことから中止されたものの、 ① 「八重山北方三角水域」における操業ルールについて、日台それぞれのルールで操業できる水域を切り分けて、試行的に操業すること ② 試行期間の終了後、公平で合理的な操業とすることを前提として、令和5年(2023年)漁期に間に合うよう、八重山北方三角水域の操業ルールを再度検討すること ③ 取決め水域における資源管理に双方が協力して努力すること ④ PI保険(船主責任保険)等の加入を推進すること 等について引き続き一致したところである。 3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。
2③	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。 日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。	1 これまで、韓国側との間では、 ①韓国ののはえ縄漁船については、違法操業の根絶、許可隻数の削減等に向けた協議を行うとともに、 ②暫定水域については、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく協議を求めてきたところ。 2 しかしながら、近年になっても依然として、 ①韓国ののはえ縄漁船の違法操業がなくならないこと ②暫定水域の問題が解決しないこと などから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、韓国側に対し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。 3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(Ⅵ-4と同旨)。
2④	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。 さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。 また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。	1 日中暫定措置水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件については、我が国漁業者の要望を踏まえ、中国側との協議も含め、しっかり対応してまいりたい。 2 中国船によるサンゴの不法採捕については、今後も、引き続き注視しながら、しっかりと取り組んでまいりたい。 また、サンゴ網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(Ⅵ-4と同旨)。 3 北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象である。 また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。

2⑤	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交渉を行うこと。	1 日口間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場において、努力をしてみたい。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してみたい。 2 また、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施しているところである。
2⑥	2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。	1 漁業者の懸念は十分理解しており、毎年交渉の場においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者が受けた被害状況を説明するとともに、ロシア漁船による漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底することを要請している。 これに対して、ロシア側は通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しているため、引き続きこうした取組を継続していく考えである。 2 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の支援を行っており、ロシアトロール船による漁具被害についても、従前の事業と同様に、原状復帰のために必要な経費の1/2を国が支援しているところである。 3 また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してみたい。
3①	3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。	1 水産庁においては、漁業取締船について、令和2年3月に2隻(1隻は増隻、1隻は499トンから大型化して更新:いずれも900トン級)、令和3年7月に1隻(499トンから大型化して更新:900トン級)、令和4年3月に1隻(増隻:2000トン級)を増強し、取締活動に従事しているところである。 2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、平成29年度から令和4年度までの5か年で、海事職を56名、その他12名を増員したところである。 3 さらに、水産庁と海上保安庁との間において、定期的に連絡会議を開催しているほか、令和3年度に続き、本年度も合同訓練を実施するなど、連携しながら対応を行っている。 4 今後とも、放水銃の強化や船体の防弾化など装備面の充実及び漁業監督官等の増員を図るとともに、引き続き海上保安庁と連携し、漁業者に安全に操業してもらえよう努めてみたい。

3② 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。	1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、海上保安庁巡視船が当該船舶との間に入る等により、日本漁船の安全を確保している。 また、外交ルートにおいても、東京と北京の双方で中国側に厳重に抗議し、日本漁船に接近しようとする動きを直ちにやめ、速やかに我が国領海から退去するよう強く求めている。 水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。 2 また、水産庁は、漁業取締船の活動や海上保安庁との連携を通じて、外国漁船や外国公船の動向についての情報収集を行っているが、これらは漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。 3 一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。
3③ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めるとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。	1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危険があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。 2 なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいりたい。 3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。
3④ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。	1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。 2 引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいりたい。
4 4 被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。	1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和3年度補正予算により30億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和3年度補正予算により20億円を積み増したところである。 2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R4年度提案趣旨	
海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。 また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。 中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。 また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。 つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。	
R4年度提案	回答、状況等
1① 1 遊漁と漁業の調整 ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。	1 遊漁マナー等の基本的な考え方を広く国民に周知するため、水産庁HPに「遊漁の部屋」を設け、地方のルールを確認しやすいようにしているところ。また、各都道府県のHPについても、利用者が見やすく、分かりやすくするため、都道府県に対し改善を依頼しているところである。 2 水産庁としても、地域で定められたルールやマナーが守られるよう釣り団体や釣り雑誌社等に呼びかけていきたい。なお、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指しパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや釣り団体が行う講習会などで配布し、普及・啓発を行っている。 3 また、遊漁団体やマリン事業関連の団体の参加する意見交換の場に参加しており、更に、テレビ、雑誌等を通じて遊漁マナー等について効果的な広報ができるような協力体制の構築を進めてまいりたい。

1②	1 遊漁と漁業の調整 ② スピアフィッシングに対する指導強化 スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。	1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。 2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手にとって突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。 3 いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。 4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。 参考(考え方) ○ 「水中銃」は、弓、鉄砲、発条投射器等を用いて投射して目的物を突き刺すものであり、「ヤス」には該当しない。 ○ 柄の末端にゴムひもを着け、当該ゴムひもの他端を手結び、ゴムひもの弾力を用いて柄を拳中に滑らせて目的物を突き刺す構造のものであって、目的物を突き刺した時に柄が拳中から離脱していないものは「ヤス」の範囲に含まれる。 ○ なお、潜水器を用いて「ヤス」を使用して採捕することは、潜水器漁業等の遊漁者の使用が禁止された漁具・漁法に該当する可能性がある。
1③	1 遊漁と漁業の調整 ③ 遊漁者の資源利用の実態把握【新規】 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。	1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。 2 今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたい。

1④	1 遊漁と漁業の調整 ④ 遊漁者の資源管理の協力【新規】 漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化を進め、資源管理について協議、周知できる体制を整えること。	1 遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。 2 クロマグロについては、遊漁関係団体の自発的取組として、クロマグロ遊漁船事業者協議会が組織されたところであり、水産庁としてもその活動を後押しすることとしている。 3 引き続き、各方面から遊漁者の組織化を促し、資源管理について協議、周知できる体制の整備を図ってまいりたい。
2①	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。	1 プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。 2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。 3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。 4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。

2	2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。	1 プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。 都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。 2 なお、水産庁としても遊漁団体の参加する意見交換の場に出席しており、遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。 3 また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、 ① 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策 ② 関係者間の連携推進 ③ 効果的な放置艇対策事例の周知 の対策を講ずることにより放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.2万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ5千隻減少している。 水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。
3①	3 ミニボートによる危険行為の防止 ① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。	1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。 2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 参考: 令和4年度国土交通省交通安全業務計画 交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和4年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。 第2部 海上交通の安全に関する施策 第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進 (2)ミニボートの安全対策の実施 ミニボート(長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート)の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、相談窓口の設置、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。

3②	3 ミニボートによる危険行為の防止 ② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施 ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。	1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。 2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 参考：海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和3年のミニボートの事故隻数は121(103)隻。船舶事故隻数は増加。(※()内は令和2年)
3③	3 ミニボートによる危険行為の防止 ③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備 商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。	1 船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。 2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。

3④	3 ミニボートによる危険行為の防止 ④ ミニボートの保険加入義務化 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。	1. 日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、5トン未満のプレジャーボートを対象に、漁船と衝突した際の漁具等の物損被害に加えて休漁補償や遭難救助費用も補償の対象としているところ。 船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくなる恐れがあることから同保険の対象となっている。 なお、当該保険の加入対象については、日本漁船保険組合に相談いただきたい。 2. また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 3. なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。
----	--	--

令和4 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望への回答

VII 海洋性レジャーとの調整等について

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

- | |
|--|
| <p>① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p> |
|--|

令和3 年末の保有台数が約 8,300 万台、事故発生件数が約 31 万件的自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。

一方、令和3 年末のプレジャーボートの保有隻数は約 22 万隻、海難事故は約 1,000 件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。

プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリーナや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。

今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置の設置を義務化すること。

ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、次のような安全対策を推進している。

国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。（当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。）

また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。

今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、本来安全な水域のみを航行するものであるため、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えられる。また、登録制度についても、小型船舶の登録等に関する法律の制定時にミニボートは財産価値が低い上、航行や係留による社会的影響が小さく、行政情報として把握する必要性が乏しいことから、同法による制度の対象外とした経緯があり、その状況は現在も変わっていないと認識している。

なお、現在、関係業界において、ミニボートの技術指針の見直しと第三者認証制度の構築に向けた検討が進められていると承知している。

また一方で、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、VII3③のような業界団体と連携した安全啓発活動に取り組んで参りたい。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がF R P 成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。

(海上保安庁回答)

要望結果の概要

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

項 目	結 果
1 違法操業の取締強化等 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。	【海上保安庁】 海上保安庁では、警察等の関係機関と連携するとともに、各管区海上保安本部・海上保安部署において、自治体や地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視取締りを行っております。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。

Ⅵ 外国漁船問題等について

項 目	結 果
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。	【海上保安庁】 海上保安庁では、我が国の領海及び大和堆を含む排他的経済水域において巡視船艇及び航空機によるしゅう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っております。 今年度は、大和堆を含めた日本海側の海上保安体制の強化として日本海側の部署に大型巡視船1隻を配備する方向で検討を進めております。 引き続き、海上保安庁では、平成28年12月に決定された「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を進めてまいります。
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。 また、外国公船及び外国漁船団の位置	【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたっており、中国海警局に所属する船舶への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、

や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。	中国海警局に所属する船舶が日本漁船へ近づこうとした場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国船舶の情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。	【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対して、緊急入域の要件に該当するかどうか立入検査等により確認を行っております。 緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っています。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。

全国海区漁業調整委員会連合会要望書に対する回答

令和4年7月 外務省

(要望事項Ⅳ－1について)

(1) 日韓の排他的経済水域の境界画定

竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考えです。

また、排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えています。

今後とも双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めてまいります。

(2) 日中の排他的経済水域の境界画定

排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決とされております。これを踏まえ、我が国としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定すべきとの立場を中国側に伝えております。中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるため、双方の立場を近付けるのには困難がありますが、今後も我が国の立場は常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたいと考えております。

(要望活動Ⅳ－2－①及び②について)

日台民間漁業取決めに關し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めていますが、本年も新型コロナの影響により日台漁業委員会の開催が見送られ、平成31年4月に一致した操業ルールを今漁期も継続して運用することとなりました。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたいと考えております。

また、政府としては、同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

なお、取決め対象外の水域を日台漁業委員会における台湾側との協議の対象とする考えはございません。

(要望活動Ⅳ－２－③について)

現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっています。このため、平成２８年７月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めています。これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでまいります。

(要望活動Ⅳ－２－④について)

日中漁業共同委員会において、東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船をはじめとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致しています。頂戴した御意見は重く受け止め、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたいと考えております。

日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しており、中国船によるサンゴの不法採捕に対しては、外交ルートを通じた累次の申入れを実施しております。

北緯２７度以南の海域に関する様々な意見についても、重く受け止めており、日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたいと考えております。

(要望活動Ⅳ－２－⑤について)

政府として、日ソ地先沖合漁業協定を始め、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、関係省庁が一体となって、安定的な操業を可能な限り支援してまいりたいと考えております。

(要望活動Ⅳ－３－④について)

北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、極めて遺憾であります。北朝鮮は、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で

の廃棄を依然として行っていない。

引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期してまいりたいと考えております。